

議案第 1 号

在外選挙人名簿の登録について

平成 28 年 5 月 17 日に在外選挙人名簿に登録すべき者を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 の規定により、別紙のとおり登録する。

平成 28 年 5 月 17 日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 長 坂 久